

12.13.2016 **Fax**

至急 ご参考まで ご確認ください ご対応ください

送付先：（一社）沖縄県建築士事務所協会

正 会 員 各 位

多世帯同居改修工事に係る所得税の税額控除制度の利用
状況等に関する調査について（協力依頼）

標記のことについては、別添のとおり、日事連及び国土交通省より依頼があります。

この調査は、会員が、「多世帯同居改修工事の設計・施工」及び「増改築等工事証明書の発行」の依頼を受けた業務で、会員から、建築主に対してアンケート調査を依頼し、建築主が回答する調査です。

当該調査対象業務を担当した会員は、別添資料に沿いながら、対応方をお願い申し上げます。詳細につきましては、本会HPをご一読下さい。宜しくお願い致します。

12/13（一社）沖縄県建築士事務所協会 会長 野原 勉

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会

TEL 098-879-1311 〒901-2101

<http://www.oaa.or.jp/>

Fax 098-870-1611 沖縄県浦添市西原1丁目4番26号 oaa-001@nirai.ne.jp



単 位 会 会 長 殿

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
会 長 大 内 達 史

国土交通省における多世帯同居改修工事に係る所得税の税額控除制度の利用状況等
に関する調査の実施について（協力依頼）

平素は、本会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、租税特別措置法及びその関係法令の改正により、本年度から家屋について行う他の世帯との同居（多世帯同居）をするために必要な設備の数を増加させる増築、改築、修繕または模様替えに係る所得税の税額控除制度が設けられました。

国土交通省（住宅局住宅生産課）では、同居しやすい住宅ストックの形成を促すという本制度の趣旨を踏まえ、税制の政策効果を検証するために、本制度の利用状況及び多世帯の同居の状況等に関する調査を行うこととなり、本会宛て同調査の協力依頼がありました。

この調査は、多世帯同居改修工事の設計・施工及び増改築等工事証明書の発行の依頼を会員が受けた場合に、施主が同居対応リフォームを行った理由や居住者の状況等についてアンケートに回答することにより調査を行うものです。

つきましては、会員が当該設計・施工または証明書の発行の依頼を受けた場合は、施主（税制利用予定者）に対しアンケート調査の協力依頼をされるよう、会員へメール等での連絡手段を用いて本資料により周知くださいますようお願いいたします。

調査の内容、方法等の詳細については、下記をご参照ください。

国土交通大臣が先の参議院・予算委員会で、本制度の効果を検証する旨発言され、国土交通省より特段の依頼がありましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、会誌「日事連」2月号にも同様の内容を掲載し周知する予定です。

記

【調査方法】

本調査は、会員が多世帯同居改修工事の設計・施工及び増改築等工事証明書の発行の依頼を受けた場合、以下の2通りの方式で施主よりアンケートに回答してもらう形式としています。

○ネットでの回答

- －「同居対応リフォームに関するアンケート」（調査票）及び「同居対応リフォームに関するアンケート」（回答方法）をコピーして施主へ渡し、所定のサイトにアクセスしてもらい回答する方法

○郵送での回答（施主がネットで回答できない場合等）

- －会員から住宅リフォーム推進協議会にメール(chiiki@j-reform.com)で連絡し、追って同協議会から送付される前記の資料（返信用封筒含む）を施主へ渡し、調査票に記入してもらい郵送する方法

《添付資料》

- ・「多世帯同居改修工事に係る所得税の税額控除制度の利用状況等に関する調査の実施について」（国土交通省住宅局住宅生産課長からの協力依頼文書）
- ・「同居対応リフォームに関するアンケート調査について」（説明文）
- ・別紙2－「同居対応リフォームに関するアンケートの実施フローの詳細」
- ・別紙3－「同居対応リフォームに関するアンケート配布のお願い」

※参考資料－施主へ渡す資料

- ・別紙1－「同居対応リフォームに関するアンケート」（調査票）
- ・別紙4－「同居対応リフォームに関するアンケート」（回答方法）



国住生第485号
平成28年12月1日

日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



多世帯同居改修工事に係る所得税の税額控除制度の利用状況等に関する
調査の実施について（協力依頼）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）及びその関係法令の改正により、本年度から、家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替に係る所得税の税額控除制度（以下「本制度」という。）が開始されました（法第41条の3の2第8項、第41条の19の3第5項等）。

この点、同居しやすい住宅ストックの形成を促すという本制度の趣旨を踏まえ、本制度の利用状況及び多世帯の同居の状況等に関する調査を行う予定である旨、平成28年4月1日付国住生第760号にてお知らせしたところですが、今般、調査の内容や方法等の詳細が決まりましたので、ご案内いたします。

また、本調査は施主が回答する形式としているため、建築士が多世帯同居改修工事の設計の依頼や、本制度に係る増改築等工事証明書の発行の依頼を受けた際に、別添の「同居対応リフォームに関するアンケートのお願い」、「同居対応リフォームに関するアンケート」等を施主（税制利用予定者）に対してお渡し頂くことにより実施いたしたく、ご協力をお願いします。

なお、調査結果については、本制度の利用状況及び多世帯の同居の状況等を把握する以外の目的で使用する事は、一切ありません。また、本調査への回答は、本制度を受けるための条件ではありません。

貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知の周知方お願いします。

同居対応リフォームに関するアンケート調査について

1. 調査の内容

同居対応リフォームの実施状況を把握するため、以下のA～Eの項目について調査を実施。各項目の詳細については、「同居対応リフォームに関するアンケート」（別紙1）を参照。

- A. 同居対応リフォームを行った理由や居住者について
- B. 今回のリフォーム工事を行った住宅について
- C. 今回のリフォーム工事の時期・内容について
- D. 今回のリフォーム工事の契約額・資金内訳等について
- E. 同居対応リフォームに関する補助金・減税制度について

2. 調査の方法

- 施主が別紙1の調査事項について、インターネット又は郵送により回答。
- 個々の施主に対する本調査の周知・協力依頼は、「同居対応リフォームに関するアンケートの実施フロー」（別紙2）に記載のとおりの流れで実施。

3. 日本建築士事務所協会連合会、各都道府県の建築士事務所協会、及び会員の建築士事務所への依頼事項

- 日本建築士事務所協会連合会及び各都道府県の建築士事務所協会においては、会員の建築士事務所に対して、「同居対応リフォームに関するアンケート配布のお願い」（別紙3）をメール等で送付するなどにより、調査への協力依頼を周知。

※必要に応じて、以下の資料を活用。

- ・「同居対応リフォームに関するアンケート」（別紙1）
- ・「同居対応リフォームに関するアンケートのお願い」（別紙4）

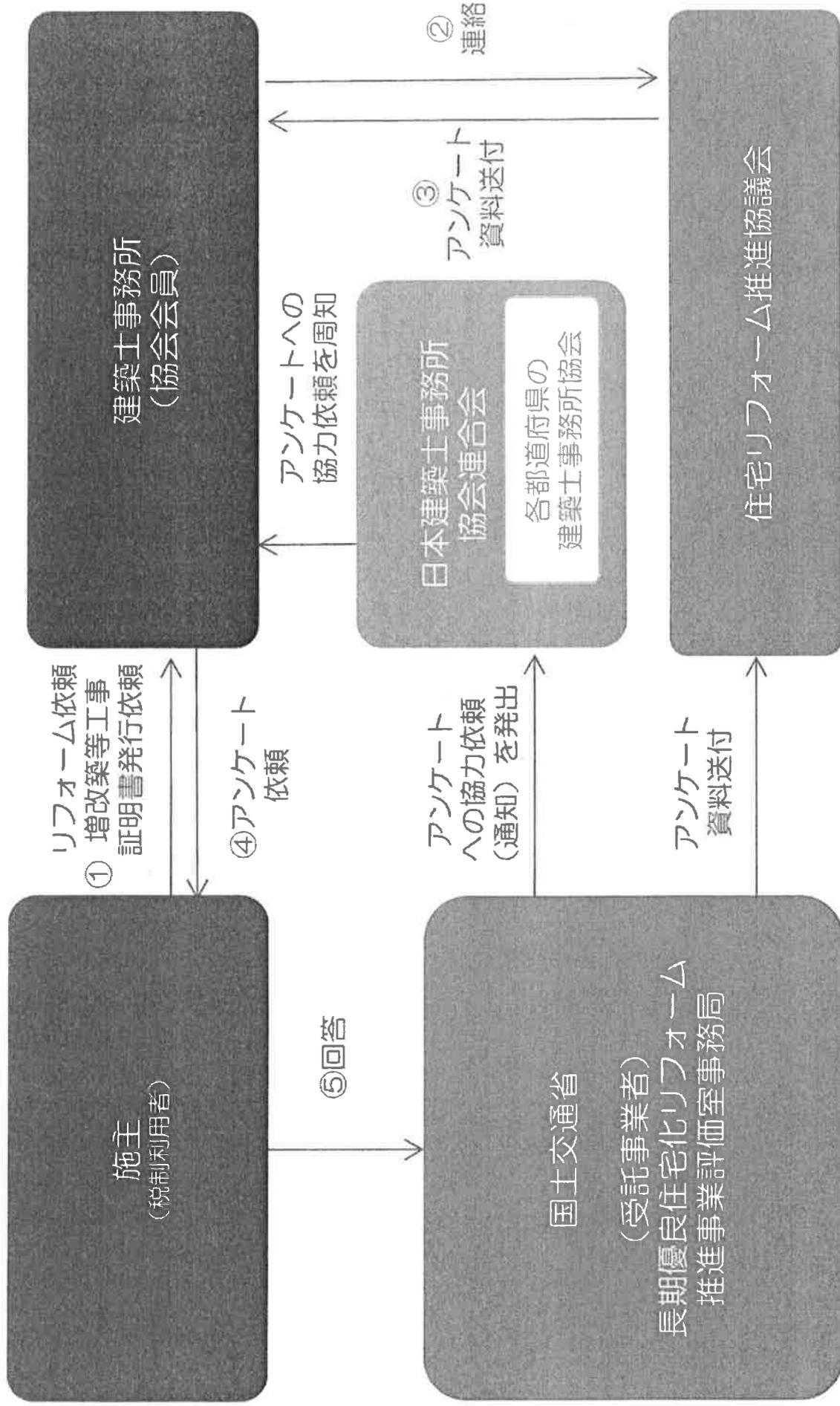
- 建築士事務所においては、以下の対象者から、同居対応リフォームの設計依頼や、「増改築等工事証明書」の発行依頼を受けた際、住宅リフォーム推進協議会（chiiki@j-reform.com）にメールにて連絡。

【対象者】平成27年10月から平成29年3月までの間に同居対応リフォームの施工が完了し、かつ当該リフォームに係る所得税の減税制度の申請を検討している施主
⇒ 住宅リフォーム推進協議会より、建築士事務所に対して、以下の資料を送付し、建築士事務所は施主に当該資料を配布。

- ・「同居対応リフォームに関するアンケート」（別紙1）
- ・「同居対応リフォームに関するアンケートのお願い」（別紙4）
- ・返信用封筒

同居対応リフォームに関するアンケートの実施フローの詳細（日事連）

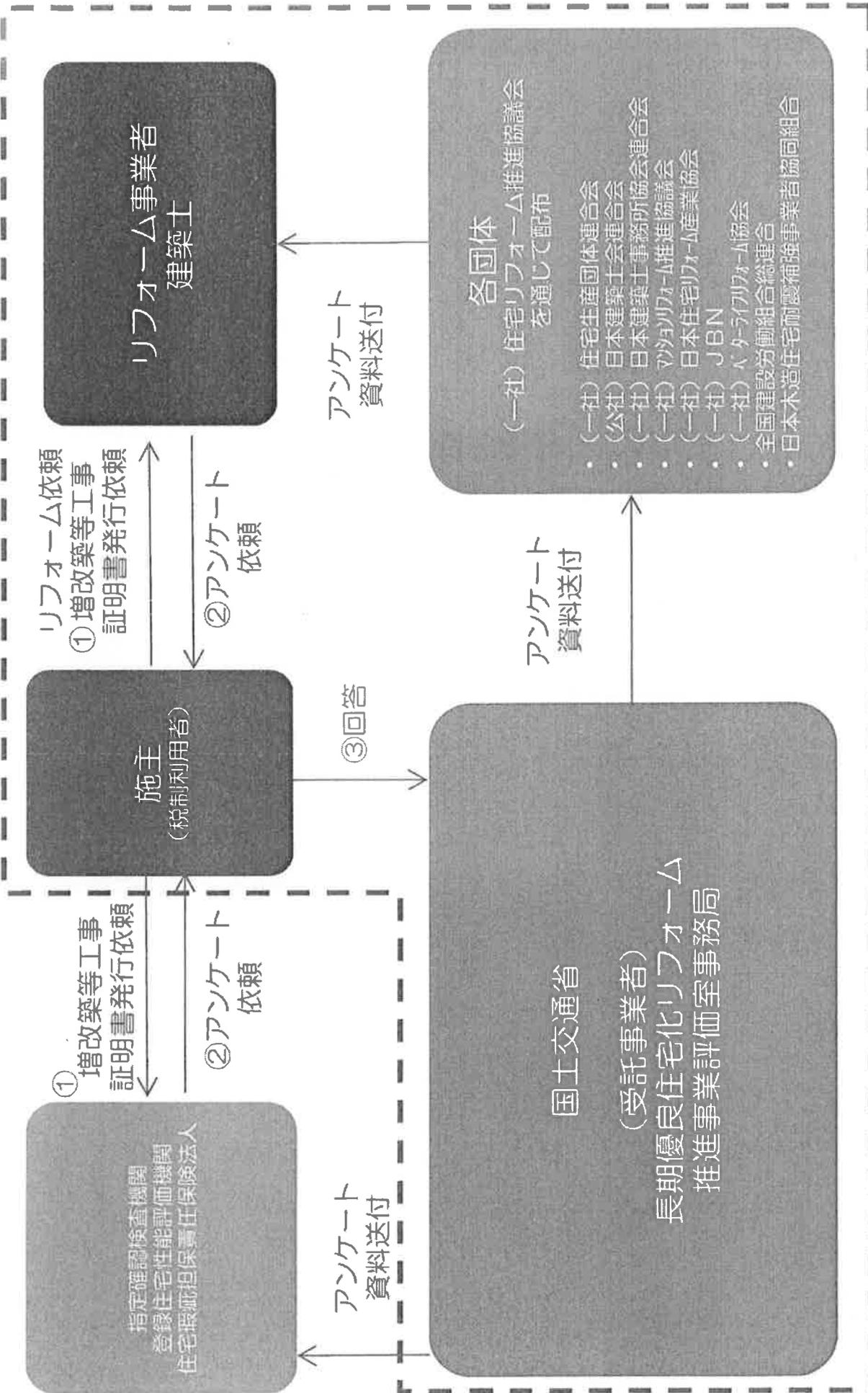
（別紙2）



同居対応リフォームに関するアンケートの実施フロー

(別紙2)

(詳細版)



各都道府県の建築士事務所協会会員の皆様

国土交通省住宅局住宅生産課

同居対応リフォームに関するアンケート配布のお願い

国土交通省住宅局住宅生産課(受託事業者:長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局)では、同居対応リフォームの実施状況を把握するため、同居対応リフォームに関するアンケート調査を実施しております。

調査は、施主が回答する形式となっております。下記の対象者から同居対応リフォームの設計依頼や、「増改築等工事証明書」の発行依頼を受けた際は、下記連絡先(住宅リフォーム推進協議会)までご連絡いただき、住宅リフォーム推進協議会より送付する下記資料を、当該対象者にお渡しいただきますようお願い致します。

調査結果については、同居対応リフォームの実施状況を把握する以外の目的で使用する事は、一切ありません。また、本調査への回答は、減税制度を受けるための条件ではありません。

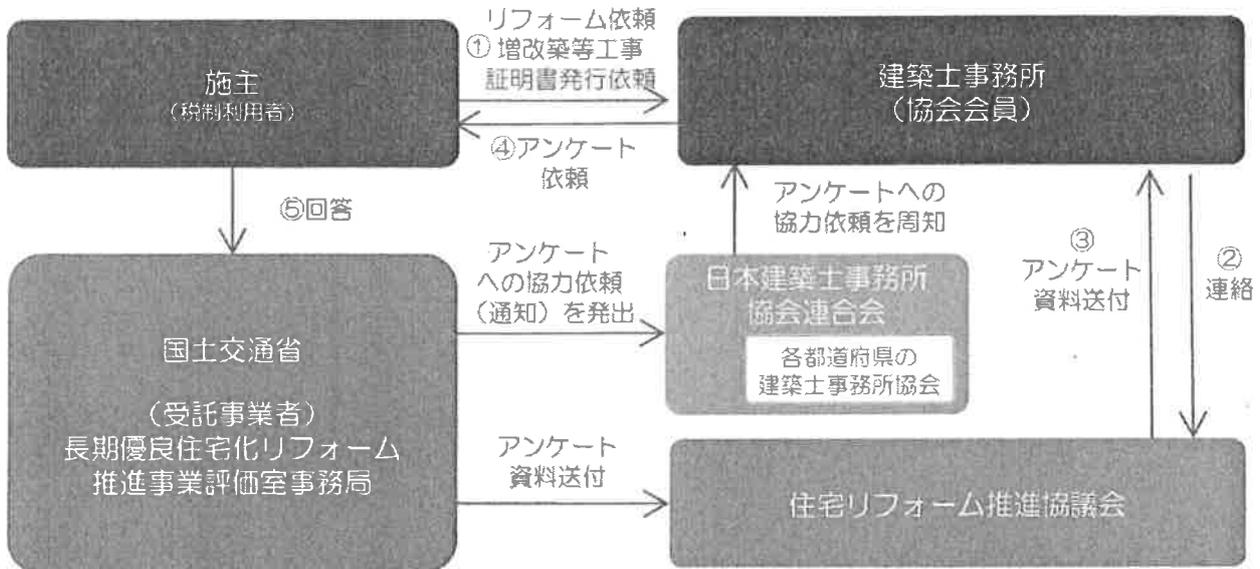
以上、調査の趣旨をご理解頂き、調査にご協力くださいますよう、宜しくお願い致します。

なお、別途、補助事業に関し、同様の調査協力依頼が、長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局を通じて行われる可能性があります。

記

- 1. 対象者 ・平成27年10月から平成29年3月までの間に同居対応リフォームの施工が完了し、かつ当該リフォームに係る所得税の減税制度の申請を検討している方
- 2. 連絡先 ・(一社)住宅リフォーム推進協議会 E-Mail: chiiki@j-reform.com
TEL:03-3556-5430 FAX:03-3261-7730
- 3. 資料 ・「同居対応リフォームに関するアンケートのお願い」(A4版1枚)
・「同居対応リフォームに関するアンケート」(調査票本体) (A3版両面印刷1枚)
・返信用封筒(1枚)

<同居対応リフォームに関するアンケート調査の流れ>



(アンケートの趣旨等に関するお問い合わせ先)
 国土交通省 住宅局住宅生産課 藤原
 TEL : 03-5253-8111(内線39-434)
 (アンケートの回答方法等に関するお問い合わせ先)
 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局
 TEL : 03-5805-0522 FAX : 03-5805-0533
 E-mail : chousa@choki-reform.com

B. 今回のリフォーム工事を行った住宅についてお伺いします。

(B-1) リフォーム工事を行った住宅の所在地 都・道・府・県
 市・区・町・村

(B-2) リフォーム工事を行った住宅の種類について (1つのみ選択)
1. 戸建て 2. 共同住宅 3. その他 ()

(B-3) リフォーム工事を行った住宅の築年数について (1つのみ選択)
1. 5年以下 2. 6年～10年以下 3. 11年～15年以下
4. 16年～20年以下 5. 21年～25年以下 6. 26年～30年以下
7. 31年～35年以下 8. 36年～40年以下 9. 40年以上

(B-4) リフォーム工事前後の住宅の延床面積について
 工事前の面積 m² → 工事後の面積 m²
 ※ 工事前後で面積に変更がない場合は、同じ値を記入してください。

C. 今回のリフォーム工事の時期・内容についてお伺いします。

(C-1) リフォーム工事の着工年月 平成 年 月

(C-2) リフォーム工事の竣工年月 平成 年 月

(C-3) 同居対応リフォーム前後のキッチン、浴室、トイレ、玄関の箇所数について

	キッチン	浴室	トイレ	玄関
リフォーム前	箇所 <input type="text"/>	箇所 <input type="text"/>	箇所 <input type="text"/>	箇所 <input type="text"/>
リフォーム後	箇所 <input type="text"/>	箇所 <input type="text"/>	箇所 <input type="text"/>	箇所 <input type="text"/>

D. 今回のリフォーム工事の契約額・資金内訳等についてお伺いします。

(D-1) リフォーム工事の契約金額及び自己資金、借入金、補助金はいくらでしたか

※ 金額は消費税込で記入してください。

※ 借入金や補助金がない場合は、「0」を記入してください。

※ 補助金を利用した場合で、工事発注者自身が補助金を受けた場合、又は施工業者が補助金受け取った上で補助金相当額が発注者に対して還元された場合等は、その金額を補助金 A 欄に補助金相当額を記入して下さい。補助金を施工業者が受け取った上で補助金額を値引きした額で契約している場合等は、補助金 B 欄に補助金相当額を記入して下さい。

① 契約金額 万円 = 自己資金 万円 + 借入金 万円 + 補助金 A 万円

※ 自己資金には、預貯金、不動産の売却代金、親族からの贈与等が含まれます。

契約金額に補助金相当額が含まれていない場合：補助金 B 万円

② 借入金内訳

公的金融機関	<input type="text"/>	万円	償還期間	<input type="text"/>	年
民間金融機関	<input type="text"/>	万円	償還期間	<input type="text"/>	年
その他	<input type="text"/>	万円	償還期間	<input type="text"/>	年

※ 「公的金融機関」とは、住宅金融支援機構、地方公共団体、年金資金運用基金、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫を指します。

※ 「民間金融機関」とは、「公的金融機関」以外の金融機関を指します。

※ 「その他」には、勤務先、親族及び知人、労働金庫等からの借入が含まれます。

(D-2) 同居対応リフォームについて利用した（又は利用予定の）減税制度や公的補助金

(あてはまるものすべて選択)

- 1. 投資型減税（工事費等の10%が所得税から控除される制度）※
 - 2. ローン型減税（ローン残高の一定割合が所得税から5年間控除される制度）※
 - 3. 住宅ローン減税（償還期間10年以上のローンの残高の一定割合が所得税から10年間控除される制度）※
 - 4. 国の同居対応改修に関する補助金（長期優良住宅化リフォーム推進事業の三世帯同居改修工事）
 - 5. 地方自治体の同居対応改修に関する補助金
- ※ 1～3の併用はできませんので、利用したものを1つ選択してください。

E. 同居対応リフォームに関する補助金・減税制度についてお伺いします。

(E-1) 国の同居対応リフォームに係る補助金は、今回のリフォームや同居を検討するきっかけや後押しになりましたか（1つのみ選択）

- 1. おおいになった
- 2. 多少はなった
- 3. どちらとも言えない
- 4. あまりならなかった
- 5. 全くならなかった
- 6. 知らなかった

(E-2) 同居対応リフォームに係る減税制度は、今回のリフォームや同居を検討するきっかけや後押しになりましたか（1つのみ選択）

- 1. おおいになった
- 2. 多少はなった
- 3. どちらとも言えない
- 4. あまりならなかった
- 5. 全くならなかった
- 6. 知らなかった

ご不明の点は下記まで、お問い合わせ下さい。ご協力ありがとうございました。

【お問合せ先】 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局（本調査の受託事業者）

TEL: 03-5805-0522 FAX: 03-5805-0533

E-mail: chousa@choki-reform.com

同居対応リフォームに関する補助金・減税制度を利用された皆様へ

同居対応リフォームに関する アンケートのお願い

国土交通省住宅局住宅生産課（受託事業者：長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局）では、同居対応リフォームに関するアンケート調査を実施しております。

調査結果は同居対応リフォームの実施状況を把握するものとして活用させていただきます。その他の目的での使用は一切ありません。また、本調査への回答は、補助金・減税制度等を受けるための条件ではありません。

この趣旨をご理解頂きアンケート調査にご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

アンケートの回答方法は、以下の2種類よりお選びください。

① インターネットで回答

以下のサイトにアクセスして、ご回答ください。

<http://chousa.choki-reform.com>

アンケートの回答にあたっては、右記のログインIDとパスワードを入力する必要があります。

ログインID : kfmh7
パスワード : y7cs3nnp

② アンケート用紙を用いて紙面で回答

別添のアンケート用紙に回答を記入の上、返信用封筒にて郵送してください。

※平成27年10月から平成29年3月に施工完了した物件について記入してください。

※本アンケートは、同居対応リフォームに係る補助金又は減税制度を利用される方に配布しています。

※既にご回答いただいた方につきましては、改めてご回答いただく必要はありません。

お問合せ先

▶ アンケートの回答方法等に関するお問合せはこちら

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

TEL : 03-5805-0522 FAX : 03-5805-0533

E-mail : chousa@choki-reform.com

※ アンケートの趣旨等に関するお問合せは国土交通省住宅局住宅生産課までお願いします。(TEL : 03-5253-8111 (代表))